

資料 2

国民健康保険と協会けんぽの健康保険料比較

4人世帯 40歳以上夫婦＋子2人（小学生2人） ※医療＋支援金＋介護（子除く）

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	令和7年協会けんぽ 年間保険料額	
			折半額	全額
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 69,400 円	46,208 円	92,416 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 69,400 円	51,454 円	102,908 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 124,100 円	59,118 円	118,236 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 172,700 円	77,618 円	155,236 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 184,900 円	85,648 円	171,296 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 221,300 円	109,864 円	219,729 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 245,600 円	124,274 円	248,548 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 375,900 円	165,648 円	331,297 円
300万円	・給与収入430万円	543,700 円	229,520 円	459,040 円
400万円	・給与収入555万2千円	665,200 円	299,274 円	598,549 円
500万円	・給与収入677万8千円	786,700 円	361,902 円	723,803 円
600万円	・給与収入788万9千円	908,200 円	436,746 円	873,492 円
700万円	・給与収入895万円	1,025,200 円	490,550 円	981,100 円
800万円	・給与収入995万円	1,060,000 円	543,610 円	1,087,220 円
900万円	・給与収入1,095万円	1,060,000 円	596,670 円	1,193,340 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	1,060,000 円	656,540 円	1,313,080 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	1,060,000 円	695,980 円	1,391,960 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定 ※網掛の税額は課税限度額

※協会けんぽ健康保険料は、年間賞与を4カ月分として試算

※協会けんぽ健康保険料は、全国健康保険協会ホームページ「令和7年度保険料額表」より

※現行税率

医療分	所得割	7.25%	均等割	36,300円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.70%	均等割	14,100円	課税限度額	240,000円
介護分	所得割	2.20%	均等割	15,000円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.33%	均等割	44,900円	課税限度額	660,000円
支援金分	所得割	2.73%	均等割	16,500円	課税限度額	260,000円
介護分	所得割	2.27%	均等割	16,300円	課税限度額	170,000円